

令和8年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

令和8年4月7日

4月7日（火）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）

日程第2 議案第2号 農地法第3条（委員会）

日程第3 議案第3号 農地法第5条（知事）

日程第4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見

日程第5 報告第1号 農地法第18条（通知）

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

日程第7 報告第3号 農地法第5条取消

日程第8 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	天	野	一	雄	2番	林		勇
3番	鎌	形		力	4番	相	馬	孝 臣
5番	高	橋		透	6番	成	毛	和 弘
7番	芹	川		幹	8番	栗	山	雅 幸
9番	山	田	宏	一	10番	平	川	君 子
11番	高	松	多	可 史	12番	片	野	壽 夫
13番	飯	森		孝	14番	寺	島	美 幸
15番	海	老	澤	武	16番	菅	谷	樹 雄
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤 江
19番	伊	藤		寛				

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長	越	川	泰	克	管理班長	鵜	田	静	子		
農地班長	佐	々	木	卓	也	主	幹	角	田	利	信
副主幹	林			光	夫						

開会 午後 3時00分

会 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は19名で全員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議 長 ただいまから令和8年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員として、3番 鎌形 力委員、14番 寺島美幸委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第8 報告第4号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 令和8年度最適化活動の目標設定等の案件について、概要を説明します。

ページは1ページから3ページになります。

本案件は、令和8年度1年間の最適化活動の目標設定を確認していただくもので、昨年度と同じく、1人あたりの最適化活動の目標日数を8日間と設定しております。

また、成果目標になりますが、2ページからの1、最適化活動の目標をご覧ください。

(1)の農地の集積、①現状及び課題における現状になりますが、令和7年度末の担い手への集積面積は4,059ヘクタール、集積率が36.6%となりました。

現状に基づく②の目標につきましては、令和8年度の新規集積面積を300ヘクタールと目標設定して、令和8年度末の担い手への目標集積面積を4,359ヘクタール、集積率を39.3%と設定しました。

次に、(2)の遊休農地の解消、①の現状につきましては、令和7年度の遊休農地面積は、調査の結果541ヘクタールとなりました。

現状に基づく②の目標につきましては、令和3年度遊休農地面積553ヘクタールの5分の1となる111ヘクタールを解消目標面積と設定し、令和7年度に新規発生した遊休農地の解消目標面積を10ヘクタールと設定しました。なお、令和7年度の新規発生面積は9.4ヘクタールとなりました。

続きまして、3ページをご覧ください。

(3)の新規参入促進、①の現状について、令和7年度の新規参入者は12経営体で、参入面積は5.3ヘクタールでした。

現状に基づく②の目標につきましては、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で、公表する農地の面積を53.6ヘクタールと設定しました。

最後に、2の最適化活動の活動目標については議案に記載のとおりとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、次に採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条許可申請の各案件について概要を説明します。

ページは4ページから5ページで、整理番号は1番から10番になります。

整理番号1番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権を移転するものです。

整理番号3番になります。譲渡人が農業経営の規模拡大を図るため、贈与により所有権の移転をするものです。

続きまして5ページになります。

整理番号4番及び5番は、譲渡人が相続により当該地を取得しましたが、耕作ができないということから、売買により所有権の移転をするものです。

整理番号6番は、相続人である譲渡人が〇〇の〇〇のため、〇〇〇〇により所有権を移転するものになります。

続きまして6ページ、整理番号7番になります。譲渡人が相続により取得しましたが、耕作ができないことから売買により所有権を移転するものです。

整理番号8番になります。親子間で、後継者の子へ贈与により所有権を移転するものです。

整理番号9番は、譲渡人が遠方に居住しており耕作できないことから、売買により所有権の移転を行うものです。

続きまして7ページになります。

整理番号10番は、経営移譲年金の受給のため、親子間で使用貸借権の再設定をするものになります。

以上10件になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

13番飯森委員 去る3月26日午後3時半より、市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。提出されました農地法第3条の案件は10件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 議案第2号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係わる事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第2号、整理番号2番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号2番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号2番について、根本推進委員と電話で連絡してあります。現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅近く、利便性の良い農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。申請地は通年にわたり〇〇〇〇〇を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第2号、整理番号2番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、整理番号2番については原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場)

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第2号の2番の案件を除く9件について審議をいたします。

担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、1番 天野一雄委員。

1番天野委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性の良い農地を売買にて譲り受けたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

また、熱田推進委員には電話で連絡をとっております。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番について、10番 平川君子委員。

10番平川委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。なお、根本推進委員には電話で連絡してあります。

この申請は、〇〇〇〇を経営している譲受人が親戚にあたる譲渡人から当該農地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の規模を縮小したい譲渡人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は譲受人が経営している〇〇〇〇の営業所から近く、自作地の隣であることから、耕作利便であり、引き続き〇〇〇を栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番について、11番 高松多可史委員。

11番高松委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、

細野推進委員さんには電話にて確認してあります。

この申請は、譲受人が農業経営規模拡大のため、自宅近くに利便性の良い農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は通年にわたり〇〇、〇〇〇〇を栽培するとのことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、12番 片野壽夫委員。

1 2番片野委員 整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇〇〇〇〇〇〇〇である譲受人が、農業経営の規模拡大のため〇〇に近く利便性の良い農地を売買にて譲り受けたい意向があり、また、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6番について、13番 飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、朝日推進委員さんには電話にて説明してあります。

この申請は、譲渡人の被相続人が譲受人に対して〇〇を〇〇しており、このたび譲受人から相続人である譲渡人に対してその〇〇を〇〇したところ、当該譲渡人は、被相続人から相続した農地によりその〇〇を〇〇したいとの意向があり、両者間での協議の結果、農地での〇〇〇〇による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、自作地の近隣であるため、耕作の利便性の向上と農業経営の合理化が図られることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号7番について、14番 寺島美幸委員。

1 4番寺島委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、自作地に近く利便性の良い農地を売買にて譲り受けたい意向があり、相続して取得したが耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は通年にわたり〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。なお、当該譲受人については、〇〇市内において既に約〇〇.〇ヘクタールにおける営農活動をしており、今後も農地の規模拡大を図っていく意向です。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8番について、15番 海老澤 武委員。

1 5番海老澤委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により、所有権移転を行うものです。については、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番について、16番 菅谷樹雄委員。

1 6番菅谷委員 整理番号9番について、菅谷推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、〇年の〇月に県外から現住所地に移住してきた譲受人が、自家消費用の家庭菜園を始めるにあたり、自宅から近く通作利便であり、家庭菜園に適した面積の農地を売買にて譲り受けたい意向があり、遠方に居住していることから耕作ができないため農地を処分したい譲渡人と、売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は譲受人の自宅から近く、通作利便であり、通年にわたり自家消費用の〇〇〇〇〇、〇〇〇等の各種野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号10番について、17番 鶴澤幹司委員。

1 7番鶴澤委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金の受給をしているため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥

当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第2号、整理番号2番の案件を除く9件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおりに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは9ページと10ページになります。

整理番号は1番から7番になります。

整理番号1番になります。転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号2番になります。転用目的は農業用倉庫及び農業用車両置場用地で、権利の内容は所有権の移転になります。農地区分は第1種農地となりますが、農業用施設等の用に供することから、第1種農地不許可例外事由Eと判断しました。

続きまして、整理番号3番から10ページ6番につきましては、譲受人が同一であり、転用目的、権利内容等同様のため一括して説明させていただきます。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

続きまして、整理番号7番になります。

転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権の移転になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため、第2種農地と判断しました。

以上7件になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班班長、飯森 孝委員。

1 3番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、4番 相馬孝臣委員。

4番相馬委員 整理番号1番について、宮負推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

なお、場所は〇〇〇〇より〇〇〇方面に向かい、〇キロくらいの左側になります。

譲受人は〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は、造成等を行わず整地のみとし、排水は雨水のみで敷地内で自然浸透処理とします。また、被害防除対策として、境界周囲にフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、11番 高松多可史委員。

1 1番高松委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。なお、林農業委員さんには電話にて場所を説明し、確認してもらっております。

譲受人は、稲作を中心に農業を営んでいる者で、現在、土地を借り受けて作業場、倉庫として使用しておりますが、農業経営の規模拡大に伴い手狭になったことから、新たに土地を購入し、農業用倉庫を建設したいと考え、土地所有者と協議が整ったものです。

申請地は自宅から近く、乾燥機械を置く農業用倉庫の建設と農業用機械を置く場所として利用することです。

申請地では埋立て等はせず、整地のみ行う予定です。

排水については雨水のみで、敷地内自然浸透とします。

隣接農地との境界には、土砂等の流出はないように土留めをします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号3番から7番について、14番 寺島美幸委員。

1 4番寺島委員 整理番号3番から6番について、宮城推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

全ての案件が転用目的及び転用事業者が同一のため、一括して説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇の前を通り、右折し、〇〇〇メートルほど先を左折すると、突き当りに〇〇〇〇〇があるんですけど、その手前になります。

譲受人は〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

整理番号5番及び6番は同一案件となります。

申請地は、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で自然浸透とします。

また、被害防除対策として、境界周囲内側にフェンスを設置します。また、事業地内には防草シートを敷設します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇線を〇〇方面へ向かって、〇〇〇〇〇道路と交差する〇〇の信号を左折し、左側に〇〇〇〇〇〇〇があるんですけど、その向かい側になります。

譲受人は〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、再生可能エネルギーの普及促進と自社の安定収入を得るため、太陽

光発電施設を設置するものです。

本申請は、既に令和〇年〇月〇〇日付け農地転用の許可を受けておりましたが、譲渡人に〇〇〇〇〇が〇〇されていたことが判明し、許可取消後、再度の申請となったものです。

申請地は、整地のみで埋立て等の造成は行いません。

被害防除対策として、敷地全周にネットフェンスを設置する計画です。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、11ページの整理番号1番から83ページの整理番号2,169番になります。これらは全て農地中間管理権の設定で、面積及び筆数の内訳と合計は、83ページの下段左下に記載のとおりとなります。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参

与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

始めに、議案第4号、整理番号1番から35番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(○番〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号1番から35番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号1番から35番については、原案のとおり決定いたします。

○番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号36番から71番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号36番から71番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号36番から71番については、原案のとおり決定いたします。

○番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号72番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(○番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号72番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号72番については、原案のとおり決定いたします。

○番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(○番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号73番から148番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号73番から148番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号73番から148番については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号149番から157番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号149番から157番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号149番から157番については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号158番から159番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号158番から159番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号158番から159番については、原案のとおり決定いたします。

〇〇番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号160番から174番について審議をいたします。
審議が終了するまでの間、〇〇番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号160番から174番については、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号160番から174番については、原案のとおり決定いたしま
す。

〇〇番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 次に、議案第4号、整理番号175番から177番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番〇〇〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

議案第4号、整理番号175番から177番については、原案のとおり決定することにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、整理番号175番から177番については、原案のとおり決定いたしま
す。

〇〇番〇〇〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場)

議 長 ただいま分離して審議した議案第4号の177件の案件を除く1,992件について審議をいたします。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の177件の案件を除く1,992件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の177件の案件を除く1,992件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、通知件数は56件であります。

◎日程第6 報告第2号

事務局農地班長 続きまして、報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は11件です。

◎日程第7 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、取消

し件数は2件であります。

◎日程第8 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について、認可件数は350件です。

以上、報告いたします。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時51分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人